

(様式第2号)

会 議 録

令和5年3月10日作成

会 議 の 名 称	令和4年度第1回島本町子ども・子育て会議		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年1月27日(金) 午後3時00分～午後5時00分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 地階 第五会議室		
公 開 の 可 否	可	傍 聴 者 数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 者	委 員	浦田会長、小山委員(職務代理者)、吉島委員、柳委員、吉崎委員、服部委員、大谷委員、永井委員	
	事 務 局	山田町長、中村教育長、岡本教育こども部長、原山健康福祉部長、安藤教育こども部次長兼生涯学習課長、南田教育こども部次長兼子育て支援課長、根本健康福祉部次長、廣井教育総務課長、佐々木教育推進課長、三宅子育て支援課参事、松本子育て支援課主査、早瀬子育て支援課主査	
会 議 の 議 題	1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画第2年次(令和3年度)進捗状況調査について 2 島本町保育基盤整備加速化方針の完了報告について 3 その他		
決 定 事 項 等	別紙のとおり		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	【会議資料】 1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画第2年次(令和3年度)進捗状況一覧 2 島本町保育基盤整備加速化方針の完了報告について		

審 議 等 の 内 容

会 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第1回島本町子ども子育て会議を開会いたします。

初めに、出席者数の報告をさせていただきます。本日は、8名の委員にご出席をいただいております。委員定数の過半数の出席がありますので、島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、会議の冒頭に当たりまして、山田町長から一言ご挨拶申し上げます。

【町長挨拶】

会 長 それでは案件に入る前に、本日、傍聴の申出があります。

島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

会 長 それでは、傍聴を認めます。

【傍聴者が入場】

会 長 傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴いただきますようお願いいたします。

案件1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画第2年次（令和3年度）進捗状況調査について

会 長 それでは、案件1「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画第2年次（令和3年度）進捗状況調査について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【資料1に基づき事務局説明】

会 長 ただいま説明を受けましたが、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上発言願います。

委 員 資料の2ページの下から二つ目、実施状況の加藤産婦人科クリニックとの連絡会が6回と書いてあり、右側の課題・今後の方向性について、継続実施との記載がありま

せんが今後行わないのでしょうか。

事務局 すこやか推進課が事業実施しております産後ケア事業開始に当たって、立ち上げに際しての連絡会を頻回に開催しておりましたが、現在、スムーズに事業を実施できているので、今後、必要に応じて連絡をさせていただき、円滑な事業実施に努めさせていただきたいと考えております。

委員 そうすると、随時開催・随時継続ということになると思うので、そういう記載をお願いしたいと思います。

事務局 ご指摘ありがとうございます。今後適切に記載するよう努めてまいります。

委員 続いて、1ページの就学前の教育・保育内容の充実のところの研修の必要な実施を行うとありますが、保育士さんや施設管理者を対象とするものと思うのですが、昨今、驚いていることに虐待の案件で今までは家庭内の虐待というところを主に注意しており、子どもを預かるときに子どもの状況を見てどのように対処するかを確認しておりましたが、昨今、施設内の虐待が頻繁に報道されるようになっておりますが、そういった施設内の虐待に対する研修や行政としてのこれまでの対処といったことはされているか、ご質問いたします。

事務局 施設内における虐待に対応する研修に関しまして、これまでは委員ご指摘のとおり、家庭内の虐待を各施設で発見するような取組についての研修は定期的実施してきたところではございますけれども、施設内での虐待防止ということについては、かねてより大前提として各施設で取り組んでいくべき項目であると承知されているところでもあり、我々からの指導助言の対象でもありますので、我々主催の研修につきましても、今後、積極的に開催していきたいと考えております。

委員 不適切な保育の定義のことですが、施設の具体的な内容のチェックなど厚労省あるいは行政から指示があるのでしょうか。もう一点は1月18日に行われた要保護児童対策地域協議会代表者会議の報告を読ませていただきましたが、虐待件数が令和4年12月末時点で延べ179件、主たる虐待者が母親が57%、父親が40%でこの数字から見ると母親が孤立していて助けを求めるところがない。なので要保護児童だけではなく母親も一緒に支援をするという体制が必要ではないかと思えます。

事務局 不適切な保育についてですが、委員ご指摘のとおり、国からチェックする項目など通知が来ています。それに基づいて各施設に周知させていただいて今後もこのような

事が無いように共通認識を図っているところです。2点目にいただきました母親が主たる虐待者となるケースが多いので相談先が必要ではないかということですが、そのとおりであるものと我々も認識しておりまして、現状の組織体制としても皆様の相談先または支援などは、複数の部署にまたがってはおりますけれども日々取り組んでいるところです。具体的には、子育て支援課、すこやか推進課を中心としてそれぞれが連携して相談支援に取り組んでいます。現在のトピックスとしては、こども基本法・改正児童福祉法などに基づく新たな組織体制として、こども家庭センターの設置に関する協議を進めております。こちらは母子保健分野と児童福祉分野の両方を一体的に運用していく方向で体制を整えていくものです。

委員 何点か質問させていただきます。まず、保育基盤の拡充ということで中長期的な展望、それに向けてどのように行っているのか、今後の見通しを教えてくださいたいです。これはお願いなのですが、島本町全体の保育所入所者数・申込者数の一覧を毎月作成していただくことは出来ないでしょうか。これをもとに私達も計画的な定員の設定であったり職員の採用の参考にしていきたいので検討していただきたいです。保幼少の連携についてですが、策定委員会はどういったメンバーで構成されているのか、民間の事業者は入っているのかお答えいただきたいです。そして2ページ目の(6)外国人講師による外国語活動、これは公立のみでしょうか、私立の保育所では行っていないのか、民間まで広げるお考えはあるのかお聞かせいただきたいです。それから園庭開放についてお尋ねします。公立園での実施状況、週何回など教えてくださいたい。親子の居場所・遊び場がもう少し広がるといいなどの考えのもとにご質問させていただきました。もう一点、産後ケア事業をされているとのことですが、令和3年度の実績・令和4年度の現状についてお尋ねします。利用実態をどう評価されているのか、利用数が少ないと感じているなら少ない理由は何なのかお聞かせください。

事務局 保育施設の推計について、新たな推計というのは出しておりませんが、今後の本町の保育ニーズの動向を慎重に見極め、過不足のない適正な定員管理を図っていく必要があると考えております。2点目ですが、町全体の申込者数がお示しできないかというお尋ねについては、毎月本町ホームページにおきまして、入所児童数、待機児童数及び保留児童数を歳児別で一覧にして掲載させていただいております。これらを合計した数が申込者数であるご理解いただければと存じます。

事務局 教育推進課からお答えいたします。保幼小連携ということで、みづまるキッズプラン策定委員会のメンバー構成についてですが、各公立の小学校の学校長から推薦をもらった1名と各公立の幼稚園・保育所の施設長から推薦をもらった1名の計7名と教育推進課の事務局のメンバーで年間10回開催しております。2点目の外国人講師の

活用でございますが、現在の公立の幼稚園・保育所については月に2回ほど外国人講師と一緒に保育活動をしています。私立につきましては英語特例校制度に関わって小学校・中学校・保育園・幼稚園一体となって外国人講師と英語活動を行ってまいりましたが、来年度からみづまるキッズプランを進めるということで英語特例校制度を廃止して授業時数特例校制度という新しい制度に切り替えますので、拡充というよりは今の制度を残しながら子ども達の英語活動をしていきますので現況では特に進めていません。

委員 民間に対して外国人講師の外国語活動は考えていないのでしょうか。

事務局 みづまるキッズプランの今現在は、公立の保育所・幼稚園のみとなっておりますが、来年度が3年目になりますので、それが終了次第、共有はさせていただこうと検討しております。外国人講師に関しましては拡充ということではなくて、英語活動の質というところに焦点をあてていきますので、今のところは私立には考えていません。

事務局 先ほど、町全体の申込者数についてお答えしましたが、施設ごとの希望者数についてお答えが漏れておりました。こちらにつきましては技術的に可能なかというところと実施するのであれば各施設のご了解もいるということで調整が必要であると考えております。続きまして、公立園での園庭開放の実施回数ですがそれぞれ週1回の開催としています。

事務局 産後ケア事業についてご説明させていただきます。まず実績でございますが、資料の2ページに令和3年10月から令和4年3月の実績を記載しております。産後ケア事業は令和3年度の下半期から開始しておりますので、令和3年度の実績に関しましては、実人員が2名・延人員が3名となっております。利用実績につきましては、町内の加藤産婦人科クリニックに開催をしていただいて一定ケアを受けていただくことになっております。ただ、ご希望のある方にはこちらでケアを受けていただく形になっております。令和4年度の実績については、直近の資料が手元ございませんが、令和3年度とほぼ同様と認識しております。3ページの2段目に産前産後ヘルパー派遣事業の実績を記載しておりますが、すこやか推進課といたしましては、産後ケア事業のように開催型の事業と産前産後ヘルパー派遣のようにご自宅での生活を支援する事業と2つ実施しております。私共の感想でいいますと、実績としては産前産後ヘルパーの方が多く利用されていると感じています。産後ケアにつきましても開催型で専門職がきめ細やかな支援をしますので、疲労度が高かったり、お子様も含めたトータルの助言を求めている方は産後ケアを利用しているという分析をしております。以上です。

委員 ありがとうございます。まず、民間と公立の差が何なのか、外国人講師を公立に派遣して民間には派遣しないのは問題ではないのか疑問があります。また公立は会議などで情報共有されているが民間には中々情報が回ってきません。これで町全体の子どもの育成が叶うのか少し懸念を覚えます。公立は支援の先生が回ってくるが民間はいない、その辺の違いが保幼少連携の時に民間への視点が入らないというのはいかかなものかと感じています。産後ケアに関しては深刻な状況な方を対象にというのはわかりますが、深刻になる前に予防としてのケアが広がればと考えています。ありがとうございました。

委員 産前産後ヘルパー派遣事業についてですが、困っている方に利用してもらうのは大変重要なことだと思います。実家から離れて町内で子育てする世帯も多い。なので運用面でもっと臨機応変に対応したほうがいいのではないのでしょうか、また、実施要領だが町内は1回2時間10回までとあるが高槻市では1回4時間40回午前・午後2時間ずつあります。茨木は55日間3時間となっているようです。もう少し島本町も力を入れていいのではないのでしょうか。支援する体制を強めていただきたい。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、すこやか推進課で実施しているのはあくまで産前産後の家庭をサポートするもので子育て家庭を支援する事業ではございませんので、限られた期間のヘルパー派遣になっております。現在は島本町社会福祉協議会に事業を委託しておりまして、ベテランヘルパーが丁寧に支援しています。ただヘルパー確保の問題もありますので手厚く幅広く出来たらいいですが社会福祉協議会の御事情など踏まえながらニーズに合わせて拡大していけたらと考えています。

委員 ニーズというがヘルパーには年齢制限があつて当時70歳までと記載してあり応募が2件しか来ませんでした。とにかくヘルパーがいない。年齢制限を撤廃したら70歳以上の方から応募がきた。今はそういう状態です。私の周りではヘルパーさんは非常に好評で大変助かっていると声をいただいております。資料1の保育士の質の問題ですが島本町は非常に頑張っていて見事に待機児童を解消しましたが、次の問題は保育士の質の向上になると思うのですが、2番目に書いてあるハローワーク等で保育士の募集を行った、また継続実施ということはまだ充分ではないと解釈されているのでしょうか。十分に集まったら継続する必要がないと思いますがまだ不足なのかなというのと、昨今、保育士が問題を起こしている件ですが、行政で相談できるような体制があるのか知りたいです。

事務局 まず、保育士の募集の件ですが、年度途中で何らかの事情で退職されるケースがあり、年度途中では募集をしても中々応募がないという実情がございます。記載しているのは本町の公立施設についてですが、職種で申しますと延長保育士が常に不足状態です。フルタイム勤務の会計年度任用職員や正職員で補っている状態でございます。このことは本町だけでなく近隣他市からも何らかの打開策はないかと参考で情報をお聞きしますが、いずれの市町村におかれましても悩んでおられる、充実させるのが難しい、年度途中はもちろん年度当初からも十分な人員が集まらないという状況があるものと認識しておりまして、出来るだけ充足に努めているという状況でございます。2点目にいただきました何らかの問題を発見した時に保育士がどこへ相談すればいいのかがご指摘ですが、もちろん子育て支援課でも受け付けますし、本来ならその上司ないし施設長に相談する、相談しやすい空気が施設にあることが大事だと考えております。

委員 4ページの2番ですが思春期健康教育とはどんな教育をなさっているのかお聞きしたいです。中学生同士で性行為をして妊娠した場合、島本町ではどんなケア・対処をするのかお答えいただきたいです。

事務局 思春期の健康教育ですけれども、町内の小中学校では保健の授業を中心に性教育を行っております。性の加害・被害のトラブルも低年齢化していることもありまして、人権教育の観点から性教育を進めて行きたいと思っております。また、LGBTも含めてそういった思いも大事にしていきたいと考えています。いずれにしろ当事者に寄り添ってそういった事が起きた時に相談が出来るような相談体制を各小中学校に設置しておりますのでスクールカウンセラー含めてそういった子どものケアもしていきたいと考えています。

委員 未然防止が一番大事です。なのでこうしたらこうなると教えないといけない。この頃、性感染症も広がってきている時代です。スポーツ感覚で行為に及ぶことが多いので、専門の講師を呼んで教育しないといけないのではないかと。妊娠してしまってからでは遅い。そういったことを起こらないようにするのが一番大事、それが教育だと思いますがいかがですか。

事務局 ご指摘のとおり、やってはいけない行為につきましては中学生に関しましては特に法律に触れている行為というのはしっかり教育していく、現在も教育しております。ただ、具体的な言葉を使っての指導はあくまでも今の学習指導要領に沿っているというのが現実でございます。もちろん、それを超えて教えていかなければならない事もあるので今後検討していきます。起こってからの対処はもちろん大事ですが、未然防

止出来るよう、しっかりと指導していきたいと思っております。

委員 中学生同士が性行為に及ぶのは違法ですか。今おっしゃられたのは違法な行為のことですか。そうではなく中学生同士のことで話で、違法と言わずもう少し上手く指導したらいいのではないのでしょうか。押さえつけずこの行為が結果としてこうなると事前に教えてあげることが大事だと思います。性教育を望む家庭もあれば望まない家庭もあると思います。望む家庭には知識を得る場を設けたほうがいいと思います。

委員 関連してなのですが、文科省の委託事業で「いのちの安全教育推進事業」に取り組んでいるのですが、早期から保育所・小学校・中学校通して性行為というよりはもっと大きな意味で命の安全、そういう事だと思う。生まれてくるだけで奇跡、そこで生まれた命を大切に、そういう観点での早期からの教育が必要だと思う。先日、私共で第三小学校にて「いのちの安全教育」を行ったが、子ども達や先生方にも好評でした。そういった取組を早期から行うことで未然に防げることにつながるのではないかと考えています。

会長 開始から約1時間経過しております。話の途中ではありますが、一旦5分間の休憩を行います。現在15:55ですので16:00から開始します。よろしくお願いいたします。

会長 定刻になりましたので開始します。途中ではありますが傍聴を希望の方がおられるので傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会長 傍聴の許可を得ましたので傍聴者はお入り下さい。引き続き傍聴者は傍聴の心得を守り傍聴いただきますようお願いいたします。それでは案件1の引き続きでございます。ご意見いかがでしょうか。

事務局 先ほどの私の言葉から概念の誤解を与えた為、一点訂正させていただきます。子どもの性行為が犯罪にあたるという意味ではなく、そういった事が犯罪につながる、例えばインターネットを介して他者の大人とつながるなどそういった意味で発言しました。また、いのちの教育というのは本町も進めているところでございます。全体の中でいのちの大切さ・その中の体であったり心であったりという指導をしております。ただ、外部講師というところにつきましては、手厚くは出来ていないかなと考えているので今後検討していきたいと思っております。以上です。

事務局 委員からご指摘いただきました産後ケア事業の開始に当たりましての加藤産婦人科クリニックとの連絡会についてですが、先ほど実績を確認しましたところ随時開催しているところは変更はありませんが、本年度につきましても偶数月にお会いをして打ち合わせをしているようでございますので、先ほどの発言を修正させていただきたいと思えます。また、実績を報告させていただく時には令和4年度の実績など記載をご報告させていただきます。一部修正をお願い致します。以上です。

委員 2点あります。1点目は6ページの左の段ですが課題・今後の方向性というところで配置活用推進するかとありますが拡充についてどのようにお考えか伺いたい。昨今、学校の抱えている問題が児童生徒のみならず保護者支援・サポートについても、先ほどからお話があがっているように非常に負担がかかっているように思えます。そういう悩みを抱えていないクラスがほぼないという状態です。学校としても苦慮したりとか対応に時間を割いたりしております。連携という意味では教育委員会の担当の方も来てくださって話をしたり一緒に取り組んでいる感じはあるが、非常に人員が少ない。いつも同じ方がいらっしゃって目まぐるしく働いてくださっているの、何とかここに人員を割いていただいたりとか、支援の拡充をしていただくと、より現場としても、教育というところに重点をおいた活動が我々も出来るのかなと思っております。カウンセラーもそうですしソーシャルワーカーも現在の予約状況を見ても、ほぼほぼ埋まっているような状態です。是非、こちらを拡充していただきたいなど、現場も町職員と担当の方のお話しがあまり出来ていない現状です。忙しく働いていただいている分、私たちもケースについてゆっくりお話しを聞けていなかったりとか、余裕がない状態になってしまっているの、こちらの拡充についてどのようにお考えなのか伺いたいです。

事務局 委員ご指摘のとおり、スクールソーシャルワーカー・カウンセラーというのは家庭も含めて支える非常に重要な人員ですので、現場の意向を酌んで進めていくつもりでございます。こちらに関しましては、財政的なこともあるので上限もある中で活用方法を見直していきたいと考えております。相談を受けたらその分連携をする必要があるのでその連携が必要なのか、担当者は必ず担任だったり担当する教師であったりするので簡素化できないが一定の体制をもう少し見直していく必要があるのかなと考えています。この中で様々な問題が出てきておりますので、対処方法という意味では必要な部分ではありますがトータルとして考えていきたいと思っております。拡充につきましては今後検討していきたいと考えています。

委員 現状の中では十二分にやっただけだと思っており、その中で予算拡充というものをお願いしたいなというところがございます。2点目なのですが、1ページ目の5番目のアプローチカリキュラム、みづまるキッズプランのところについて、私の立場というところもでございますが、保護者としても、非常に楽しみにしているところでございます。幼少期の子どもと、学齢期にある子どもとがしっかりとつながるといふものは、視点としても新しいのかなと思っています。小中連携というのはたくさんありますが、こういったところに取り組まれているということについては、とても楽しみなところではあります。逆にこれがしっかりと機能するのかというところが心配でもあります。というのも、現在、小学校で過労死のラインを超過して働いている方が3割、中学校で6割を超えているような現状の中で、新しいことが入ってきて、本当にそれを機能的に意義あるものにしていけるのかが心配であります。小学校においてはこの数年間の中で英語と道徳とそれから、昨年からはデジタル関係に対応いたしまして、そういった点における教育の転換に非常に大きな時間とエネルギーを使っている状態にあり、その中で新しいことを始めていくという大変な状況でトータルバランスの中で働き方改革ですとか、そういった労働環境における改革案やプラン等をお持ちかということをお伺いしたいです。

事務局 学校現場におけるいわゆる働き方改革に関するお尋ねですが、本町におきましても国の方針等に基づきまして、従前で申しますとタイムカードの導入であったり、時間外勤務時間における留守番電話の導入等の対策を行いまして、学校の教職員の負担軽減を図ってまいりました。委員のご指摘のとおり、学校現場においては、新しい教育であったり、ICTの導入であったりとか、新しいことが増えている現状でございます。その中でも毎月、各学校においては時間外勤務の適正管理を管理職の管理のもとに行っているとともに、教育委員会といたしましても、それを支援する形で、今後の方向性としては、例えば校務支援システムの導入等につきまして事務を進めているところがございます。今後、システムの導入等によりまして、さらに学校における教職員の負担軽減につなげることができるよう、鋭意努めているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員 私の立場上、教職員の働き方等について教育委員会の方と折衝を重ねる中で色々なお話をさせていただく上で非常に誠実にお答えいただいて、共に教育を良くしていくための協力関係にあるんですが、教育委員会にも必死に頑張っているし、現場もギリギリのところをやっているというところがあり、どのように変えていくのかというのが大きな悩みであります。これについては、業界全体の問題であり、とにかく人員も足りていないし、このみづまるキッズプランがスタートした時にギリギリの中で日々を送っていく中で、意義のあるものにしていけるのかという心配はありま

す。例えば、費用をかければ時間を捻出できるところについては是非予算をかけていただければありがたいと思います。デジタル機器が入り、それをどのように使っていくのかを考えていますが、人員がないのでデジタル機器を数えたり運用したり、修理に出したりというところを全部教員がするのが仕方ない状況にあり、学校のデジタル委員会等に時間をさくことができません。例えば、ICT支援員さんを雇っていただく予算を取っていただき、管理運営をしていただき、教員はいかにこれらを教育に生かすかというところを検討するということできれば良いと思っています。ICT機器も予算が少ない中でやり繰りをしていただいて、小学校にも機器が来ていますが、低学年が非常に機器が使いにくい状況になっており、今後、授業の中で使いやすい環境の中で使用できるように予算をかけていただけないかなと考えています。

事務局 委員ご指摘いただきましたとおり、学校の教職員が相手にしているのは子ども達でございます。ですので、学校の先生たちの負担軽減が叶えられれば、子どもたちへの教育指導の充実につながっていく、また、子どもたちの発達にもより良い効果を与えていくという点で、学校における施設の整備であったり、人員体制の充実が正に必要なことであると教育委員会として承知しているところであります。学校につきましては、今後引き続き限られた予算の中ではございますが、教育予算についてはできる限りの充実努めていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員 6ページの子育てに関する情報提供というところで、ホームページ等で島本町子育て応援サイトぐんぐんしまもとを見させていただくのですが、保育所の空き状況等があり、わかりやすくなっているなど評価しますが、小学校や中学校のホームページが見れないことが残念です。どういったところに通うか、また、どういった取組をしているのか保護者は見たいと思いますが、そういった視線を意識できていないのかなと感じ、情報の発信等を意識していただきたいと思います。

事務局 ご指摘のありました、町立小・中学校のホームページの閲覧ができないことについて、昨年、一部の学校のホームページへの不正アクセスがあり、現在その対応のため全校のホームページへのアクセスを遮断しているところであります。このような事情があり、安全面等を考慮して、町立小・中学校のホームページにつきましては、町のホームページに移行する事務を進めているところでございます。一時的に見れない状況にはありますが、移行作業が済み次第、町のホームページにて各学校の必要な状況を保護者、その他地域の皆様に公表していけるようにと考えておりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

委員 できれば、来年度までに見れるようにしていただければと思います。

事務局 町のホームページへの移行時期につきましては、現在、移行を進めているところがございます。予定としましては、2月早々にホームページにて再度公開できる予定となっておりますので、ご承知置きください。

会長 先ほどの発言の中で不正アクセスがあったということですが、不正アクセスがあった時点で公表したり、また、個人情報の漏えいがなかったのであればその点について発信されないと不安感がありますがいかがでしょうか。

委員 小学校や中学校の入学の前に、就学する児童や保護者が見学する機会というものは設けているのでしょうか。

事務局 小学校・中学校の入学前の体験について、小学校については公立・私立共に体験授業を一年生と一緒に活動するものがございます。中学校に関しましても小学6年生が、つなぎングスクールという名称で、島本町全体で取り組んでいます。中学校に行って実際に授業を受けたり課外活動を体験したりという取組をしております。また、保護者については入学前説明会を行っています。以上でございます。

委員 小学校に助産師さんを派遣して命の大事さを教えてもらうのは凄くいい事だと思いました。現代は情報があふれています。小・中学校ではネットワーク上のルールやマナーを教えることがありますが未就学児に対しても対応を考えていただきたいです。小学校に進級する前に保護者にも支援してほしいです。

事務局 これまでは、未就学児の保護者に向けた情報リテラシー、ネットリテラシー教育は行っておりませんので、まさに現代的な課題であり、今後検討していくべき事項だとは考えております。現時点では具体的な事はお答えできませんが今後の課題として受け取らせていただきます。

委員 園で保護者支援というのは必要だなと感じております。保護者向けの子育て講座だとか育児相談だとか行っていますが、スマホやテレビに頼らない遊びの提供だったり、おもちゃや絵本の紹介だったり、デジタル媒体に頼らない啓発活動をもっと広めていく必要があると感じています。デジタルに頼らなくても子どもは遊べることを知っていただくことが大切なのかなと考えています。また、先ほどお話しされていた質の改善のことですが対話の機会をもっと持つことが必要だなと思います。園でも学校でも

保護者との懇談はもちろん日常的にオープンにしていくこと、例えば私の園だといつでもお子さんと園で1日過ごせるようにしていますが、そういう取組をしてオープンにしていくことによって園での先生の仕事ぶりや子どもの様子などを知ればそれに対して文句言う人はいないです。見えないことに対して不安や不満が生まれるのでオープンにすることは欠かせないことだと思っています。そうすることで自然と保育士の質は向上していくのかなと思っています。その観点で公立には色んな活動を行われているが是非民間にも広めてほしいです。特に幼児教育アドバイザーを活用して計画の1ページにありますが、そういった交流がこれまでになかった。今後、公立と民間で一緒にできれば良いと思っており、そういった機会を創設していただきたい。これが、保幼小の連携にもつながると思う。公立と民間の両方の質の向上を推進していただけたらと思います。一つ質問をさせていただきます。先ほど、公立保育所の延長担当保育士という言葉が出たと思いますが、常勤と非常勤の比率を教えてください。常勤の職員は9時から5時の間しかいないのでしょうか、それ以外の延長保育の時間は非常勤の職員が対応するという理解でよろしいでしょうか。

事務局 公立保育所の体制に関するご質問について、正職員も会計年度任用職員もフルタイムの保育士がおります。勤務の時間帯を複数設定しており、時間帯をずらしながら勤務体制を編成しています。一方で、その勤務体制で賄えない部分を延長保育士で穴埋めをしており、比率としては、概ね3分の1に満たない割合となっております。

委員 計画の12ページにおいて、外国籍児童生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒のニーズに対応できる支援の充実を図りますとあり、現在、該当する児童はいないとなっているが、私は人権文化センターの要請で週に2回、外国人の児童に日本語を教えているが、漢字にふりがながないと読めない場合が多く、私は支援を必要としていると思うが、いかがでしょうか。

事務局 まずは、日本語指導をしていただきありがとうございます。委員がおっしゃっているとおり支援が必要と認識しておりまして、日本語指導も担当教員の方から指導を行っております。日本語指導以外の通常の授業におきましても、通訳を派遣して一緒に勉強しているという現状でございます。また、一方で友達関係も非常に充実したということで、友達との会話の中で学習言語と生活言語という風にかけて支援をしているんですが、生活言語の方につきましては、伸びてきていると思うが、学習については、非常に難しいので学校体制の中で支援していき、進路保障につながるよう取り組んでいきたいと思っています。

委員 2ページの放課後の居場所の充実というところで、各小学校に1か所ずつ開設を目

指すというところで、あと何か所を拠点としようと思っているのか、また、小学校、保育所、幼稚園に行っている間は安全であります、それ以外の時間もとても大事だと思っています。今は子ども食堂ということで開設について、運営の支援をするということになっています。小学校区の一つできるということであれば、地域拠点事業にもつながってくると思います。町としては内容に関与されないということですが、縦断的に支援ができると思います。今後どのように関与していこうと考えているのでしょうか。

事務局 まず、子ども食堂についてですが、2ページの中段に記載がありますが、コロナ禍の影響や活動場所の課題等もあり、現時点で稼働している子ども食堂は4か所ございます。その内、三小校区が2か所、二小校区が1か所、一小校区が1か所という状態で、4か所ありますが、四小校区が空白地区になっている状況でございます。四小校区で活動していた子ども食堂も以前はありましたが、実施場所の関係で今は閉じてしまっている状況ですので、また団体と校区内で稼働できないかという調整もして行きたいと思います。また、町の支援をどのようにしているかについては、メインの支援は町からの助成金の制度がありまして、立ち上げの時の初期支援の助成と毎年の運営の助成になります。その他に様々な情報提供など目に見えない部分の支援もさせてもらってまして、各子ども食堂の団体をつながしてもらって連絡会のようなことを実施してもらったり、子ども食堂をしたいという方がいたら、既存の子ども食堂に紹介させてもらったり、子ども食堂の輪が町内で広がっていくよう町としてもサポートしているところでございます。

委員 4ページ目の不登校の児童、生徒について、小学校、中学校それぞれどれぐらいの児童がいるか教えてください。

事務局 まず、不登校の定義ですが、年間30日以上欠席した児童がこれに該当します。学校にいま来にくい子もいますが、その子のペースに合わせて登校を促すケースもあるので、一概に不登校を課題とするのではなく、子どもに合わせて対応しているということをご理解いただきたいと思います。その上で中学校に関しては、今年度については2学期末時点でおおよそ40名。これは病気も含めた数になります。小学校に関しては30数名というのが現状でございます。

会長 不登校の定義なので病気は除外されていると思います。

事務局 病気と申し上げたのは、コロナに関して一定不安があるというところで、おっしゃるとおり、病気については入っておりません。

委員 全国的に島本町だけではなくて2022年度は24万人を超えているという不登校の実態があって、居場所の確保が必要かと事業者としては考えています。そういったところにおける町の取組、学習支援、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーによるフォローなど、そういった方が学校に直接行けないがフォローしてもらえる場所があったと思いますが、そこでの取組について教えていただきたいです。

事務局 不登校の児童の居場所として、町の教育センターに、通称「パコ」があります。不登校になった子どもが学校復帰や社会適合を目的として、学習や体験活動を組み、子どもに応じて学習をしているというものです。

事務局 一点、補足させていただきます。先ほど、会長の方から町立小・中学校のホームページの件で、個人情報の流出の懸念が不安視されるというご指摘がありました。今回の事案につきましては、町のデジタル担当課を含め確認をさせていただいたところ、一部プログラムに改ざんされた跡はありましたが、個人情報等が流れたということは確認できませんでした。

会長 ありがとうございます。それでは、案件1についてはここまでとして、案件2に移ります。ご意見等ございます方は直接、事務局までお尋ねいただければと思います。

案件2 島本町保育基盤整備加速化方針の完了報告について

会長 それでは、次第に沿って会議を進めたいと思います。案件2「島本町保育基盤整備加速化方針の完了報告について」事務局から説明をお願いします。

【資料2に基づき事務局説明】

会長 ただ今、説明を受けましたが、健康福祉部、教育総務課及び教育推進課においては、関係案件が終わりましたので、ここでご退出をお願いします。

それでは、案件2についてご意見、ご質問のある方は、挙手の上発言願います。

委員 今後、町の開発が進んでいって、予測を上回る保育の需要があった場合に新たな施設整備を考えているか、それとも弾力化等を使って当面は増やさない方針なのか。

事務局 現時点ではこれ以上の施設整備は予定しておりません、委員ご指摘のとおり、ご説

明では可能な限り弾力的運用を緩和して行きたいと申し上げましたが、人口がまだ増える見込みもございますので、引き続き弾力的運用も活用しながら、事業者の皆様と調整を図って、可能な限り待機児童が発生しないようにして行きたいと考えております。

案件3 その他

会 長 それでは、次に、案件3「その他について」事務局から何かありますか。

事務局 本年度におきましては、特段の緊急の事案がない限り当会議の開催予定はございません。委員の皆様におかれましては、本年3月31日をもって、任期が満了となります。昨年度から引き続きのご尽力、誠にありがとうございました。

会 長 それでは、本日の予定案件は全て終了しましたので、子ども・子育て会議はこれで終了します。お疲れ様でした。